

緑ヶ丘公園 売店・ボート利活用事業
募集要項

令和7年4月
帯広市都市環境部環境室みどりの課

1 事業趣旨

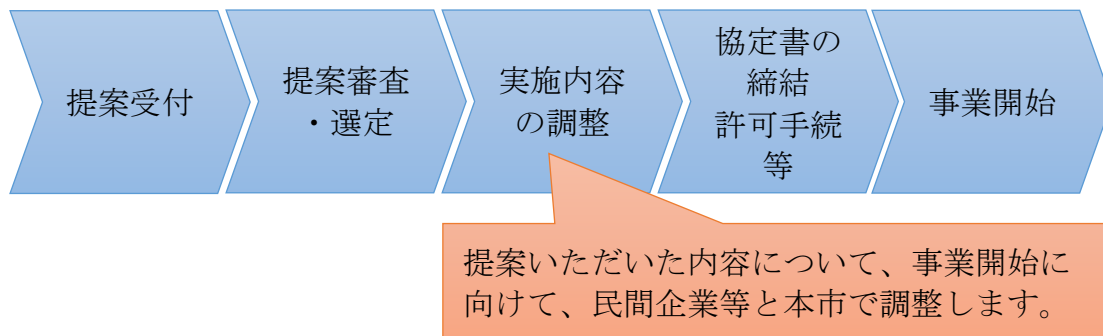
緑ヶ丘公園は、約50.5haの広大な敷地の緑豊かな環境の中に河川が流れ、エゾリスなどの野生動物が生息しているほか、希少種のエゾタンポポが自生するなど、自然豊かな公園です。

また、帯広駅からもほど近い立地環境にあり、動物園や児童会館、百年記念館等の社会教育施設が立地しているほか、市内で唯一、ボートに乗ることができる十勝池があるなど帯広市を代表する公園となっており、観光客も含め、十勝管内外の方に広く親しまれています。

緑ヶ丘公園にある売店及びボートの運営から令和6年度の事業者が撤退することとなりましたが、運営再開を望む利用者の声があること、公園の魅力や利便性の維持に必要なことから、これらの再開に向けた手法の検討が必要となっています。一方で、帯広市の財政状況や限られた人的資源の中で、利活用を推進していくためには、民間活力の導入による新たな視点や挑戦が欠かせないと考えています。

そこで、柔軟な発想で公園の利活用を行う民間企業等を募集し、選定された事業者が運営することで、売店及びボートの運営を再開しようとするものです。

2 事業の流れ



3 スケジュール

(1) 第1次募集

日程	内容
4月21日(月)	公募開始
4月22日(火)～4月25日(金)	現場確認(希望事業者のみ)
4月28日(月)	提出書類 〆切
5月2日(金)～	事業者選定、協定書締結、実施内容調整、

	民間企業等における事業開始の準備、許可 手続き など
各種手続完了後	事業開始

(2) 第2次募集

日程	内容
5月7日(水)～5月12日(月)	現場確認(希望事業者のみ)
5月14日(水)	提出書類 〆切
5月19日(月)～	事業者選定、協定書締結、実施内容調整、 民間企業等における事業開始の準備、許可 手続き など
各種手続完了後	事業開始

※ 第2次募集については、第1次募集において、事業者が選定されなかった場合に実施することとします。第2次募集を実施しているか否かは、「13 問合せ及び提出先」に問い合わせ確認してください。

4 公募条件

(1) 対象施設

緑ヶ丘公園(帯広市字緑ヶ丘2-1)内の売店及びボート

売店(現況写真1参照)	
所在地	帯広市字緑ヶ丘2-1
構造	木造サイディング
建築日	昭和56年3月12日
延床面積	63.22㎡
耐震	非耐震
電気設備	照明、コンセント等
水道設備	上水道のみ(下水道は浸透枳)
ガス設備	LPガス
付帯施設	・灯油タンク ・灯油ストーブ ・ガス湯沸器 (屋外に飲料水の自動販売機あり)

※ 売店周辺の草刈や樹木の剪定等は、指定管理者が実施します。ただし、冬期における売店周辺の除雪は、事業者が実施します。

ボート(現況写真2参照)	
所在地	帯広市字緑ヶ丘2-1
十勝池最深部	およそ1.4m

隻数	9 隻（オール 2 4 本）
規格	・長さ：約 2 8 0 c m ・幅：約 1 1 0 c m ・深さ：約 5 0 c m
付帯施設	・パーゴラ ・ベンチ

※ ボート乗り場周辺の清掃、点検、関連する施設の補修は指定管理者が実施します。ただし、対象施設における補修等は「1 1 事業実施に関する条件」のとおりとします。

※ ボートは帯広市の指示に従い、保管することとします。

（２） 事業期間

許可開始日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※ 応募者の提案により、令和 8 年 3 月 31 日以前の事業期間とすることができます。

※ 事業者が翌年度以降も事業の継続を希望し、帯広市が適当と認める場合は、事業期間内に協議を行い、公募を経ずに事業を継続することができます。なお、事業の継続は最長で 3 年間（令和 10 年 3 月 31 日まで）とします。

※ 上記により、翌年度以降も事業を継続する場合における公園施設管理使用料は、都度算定し許可の際に徴収します。

（３） 許可方法

公園施設管理許可（都市公園法第 5 条）（売店及びボート）

※ 売店における事業実施にあたり、売店周辺の公園敷地を利用する場合は、帯広市公園条例第 3 条の規定による行為許可が必要となります。

（４） 使用料

ア 公園施設管理使用料（売店及びボート）

1 か月につき 5 0, 9 7 0 円

イ 公園行為許可使用料（売店周辺の公園敷地に限る。）

1 m² 1 日につき 6 0 円

※ 売店における事業実施にあたり、売店周辺の公園敷地を利用する場合は、帯広市公園条例第 3 条の規定による公園行為許可に伴う行為許可使用料を徴収します。

※ 各使用料は、帯広市公園条例第 2 0 条の規定により許可の際に徴収します。

（５） その他

実施内容（日時、利用区域、利用内容等）は、提案に基づき、帯広市との協議及び指定管理者との調整を経て決定します。選定した場合も、

提案内容の実施を保証するものではありません。

5 提案内容に関する条件

(1) 利活用の内容

次のすべてに該当するものとします。

- ア 募集要項4(1)に記載の対象施設に関すること。
- イ 確実に実施できる利活用内容であること。
- ウ 公園利用者等の安全に配慮するとともに、利便性、サービスが向上する内容であること。
- エ 利活用にあたり、公園利用者の利用を著しく妨げないこと。
- オ 公園の利活用に資する取組みを提案・実施すること。

(ア) 必須事項

ボート事業は、許可開始日から令和7年8月31日までの間、原則毎週日曜日は実施すること。ただし、事業者の責めに帰さない事由により実施できない場合は、この限りではない。

売店は、商品の販売等により、公園利用者の利便性等に寄与する事業内容とすること。

(イ) 提案事項

対象施設の利活用について提案すること。

(2) 提案の対象外となるもの

- ア 政治的又は宗教的活動
- イ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ウ 騒音や悪臭など、周辺環境を損なうことが予想される行為
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- オ 公序良俗に反し又は反社会的な破壊のおそれがある活動
- カ その他公園における利活用の内容として不適切と帯広市が判断する行為

6 応募資格条件

(1) 提案内容を実行する意思と能力(資格)を有する企業、NPO法人等

- ※ 法人・個人単独、複数法人(応募法人を主とした共同事業体)、組織体(応募法人を主とした実行委員会等)のいずれも可能です。
- ※ 組織体による提案の場合、町内会等の地域団体も可能とします。

(2) 下記のすべての要件を満たすこと

- ア 帯広市税(帯広市内に本支店等がある場合に限る。)、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- イ 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許

可又は登録等を要する場合にあつては、当該免許、許可又は登録等を受けていること。

ウ 破産手続開始の決定を受けた場合は、復権していること。

エ 帯広市の建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する要領第2条第1項の規定に基づく競争入札参加停止処分及びそれに類する処分を受けた場合は当該停止期間中でないこと。

オ 帯広市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者でないこと。

7 提案方法

(1) 提出方法

提出期限までに、下記「(3) 提出書類」を1部、持参又は郵送により「13 問合せ及び提出先」に提出してください。

(2) 提出期限

令和7年4月28日(月)17時 必着

(3) 提出書類

ア 参加申請書兼誓約書(様式1)

イ 企画提案書(様式2)

※ 利用希望区域図、類似・関連実績の分かる資料、準備・運営スケジュール、実施体制図、その他事業に関する資料等を添付すること。

ウ 収支計画書(様式3)

エ 企業概要書(様式4)

オ 帯広市税完納証明書(帯広市内に本支店等がある場合)及び納税証明書その3の3(法人税と消費税及び地方消費税に関するもの)。ただし、非課税法人については、その旨が記載された法人の代表者が作成した文書を添付すること。

8 現場確認の実施

(1) 現場確認受付方法

希望者は、現場受付を希望する日の前日までに、「13 問合せ及び提出先」へご連絡ください。

(2) 現場確認実施日時及び集合場所

ア 第1次募集

令和7年4月22日(火)～令和7年4月25日(金)10時～17時のうち45分程度

イ 第2次募集

令和7年5月7日（水）～令和7年5月12日（月）10時～17時のうち45分程度

※ 帯広市が指定する実施日時に、緑ヶ丘公園売店前に集合してください。

（3） 留意事項

公平性・公正性の確保の観点から、現地での公募に関する質問への回答は控えさせていただきます。

9 事業候補者選定

（1） 選定方法

応募者の提案について、評価基準（別紙1）に基づき、帯広市による書類審査を行い、合計得点の高い者から事業候補者及び次点者として選定します。事業候補者に選定された者が応募資格を満たしていないことが判明した場合、帯広市との詳細について協議した結果、合意に至らなかった場合又は自ら辞退した場合等については、次点者を事業候補者として選定し、条件の詳細について協議を行います。

※ 提案内容に疑義がある場合、個別にヒアリングを行うことがあります。

※ 応募者が1者のみであっても、審査・選定を行います。

（2） 結果通知

審査結果については、応募者全員に郵送により通知するとともに、事業開始までに、事業候補者の利活用内容及び企業等の名称を公表します。

なお、提出書類の返送は行わず、審査結果についての異議申立ては受け付けません。

10 選定後の流れ

（1） 協定書の締結

選定された事業候補者は、提出書類に基づき、利活用内容の詳細について帯広市と協議し、合意に達した場合に協定書（案）（別紙2）を締結し、事業者として決定します。

（2） 許可申請書の提出

協定書（案）を締結後、対象施設（売店・ボート）の管理における公園施設管理許可申請書を提出いただきます。また、売店における事業実施にあたり、売店周辺の公園敷地を利用する場合は、行為許可申請書を提出いただきます。

(3) **許可手続き**

提出いただいた、公園施設管理許可申請書（必要に応じて、行為許可申請書）の内容について確認し、適正と認められる場合に許可します。

(4) **失格要件**

次の場合には、事業候補者としての決定を取り消します。

ア 正当な理由なく、指定する期日までに協定書の締結手続きに応じない場合

イ 事業候補者が、資金状況の変化等により事業の実施ができない状態であると帯広市が判断した場合

ウ 事業候補者が、選定結果の通知の日から協定締結日までの間に、帯広市の建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する要領第2条の規定に基づく競争入札参加停止処分及びそれに類する処分を受けた場合

エ 著しく社会的信用を損なう行為等を行った場合

オ その他やむを得ない事情で合意に至らなかった場合

1 1 事業実施に関する条件

(1) **事業内容の変更について**

原則として許可手続きを受けた事業内容のとおり実施してください。ただし、帯広市と協議のうえ、募集要項の範囲内と認められる場合は、事業内容の変更を許可する場合があります。

(2) **責任・リスク分担について**

提案にあたっては、事前に事業者の責任において都市公園法、帯広市公園条例その他関係法令等を確認し、事業実施における法令適合のリスクは事業者に帰属することとします。

(3) **事業責任者の配置について**

事業期間中は事業責任者を配置し、事業開始前に帯広市に通知してください。事業責任者は帯広市との連絡体制を確保し、要望対応、安全管理等の現場管理を適宜行ってください。

(4) **インフラ等について**

事業実施に伴い電気、上下水道、LP ガスを使用する場合は、事業者がそれぞれの供給会社と手続きし、使用料についても事業者が負担するものとします。また、新たに設備を設ける必要がある場合は、帯広市と協議し、適正と認められる場合に、事業者の負担により設けることができます。

(5) 調査、指示、事業の中止等について

帯広市は、必要に応じて報告を求め又は調査を行い、指示を行うことができるものとします。事業者は、帯広市から指示があった場合には速やかに改善を行わなければなりません。また、本要項に反するなど、事業趣旨から逸脱したことにより、帯広市から警告等が発せられたにもかかわらず、改善が見られない場合は、事業の中止を指示する場合があります、これらにより生じる費用及び損害について、帯広市は負担しません。

(6) 事業実施報告について

日報を作成する等の方法により日々の事業実施状況を整理し、事業実施の中間報告として、事業実施期間における中間月の翌月 10 日までに次の書類を作成し、提出してください。また、事業期間終了後 10 日以内に、事業実施終了報告（事業期間における事業実施に対する総括を含む。）に次の書類を帯広市へ提出してください。

- ア 売店及びボートの利用者数を確認する書類
- イ 収支を確認する書類
- ウ その他帯広市が必要と認める書類

(7) 費用負担について

本事業に伴い必要な費用は、全て事業者が負担してください。事業期間中の営業等による収益は、原則事業者に帰属し、市への納付は求めません。

(8) 不測の事態への対応及び安全対策について

賠償責任保険等に参加したうえで、自然災害、人為災害又は事故等あらゆる不測の事態に対して適切な措置を講じてください。また、ボート事業の実施にあたっては、安全対策を徹底してください。

(9) ボートの保管について（ボート事業を実施する場合に限る。）

ボートは、帯広市が指定した場所に保管し、夜間における犯罪防止やボートの保護等、適切な措置を実施してください。また、塗装の劣化等の防止のため、重ねて保管はしないでください。

(10) 原状回復について

事業開始前に現況を写真等で保管したうえで、事業期間終了後、帯広市担当者と現地立会し原則事業開始前の状態に戻してください。その際に、破損等がある場合は、復旧を求める場合があります。

(11) 対象施設（売店及びボート）の補修について

売店については、事業実施に伴い、補修の必要性が生じた場合、軽微なものについては事業者による負担とし、補修前の仕様、規格等と同等以上の状態に補修してください。

ボートについては、軽微なものに係る補修は指定管理者が実施するため、指定管理者と情報共有を行ってください。ただし、事業者の責めに帰すべき事由により補修の必要が生じた場合は、事業者が補修するものとします。また、指定管理者と事業者では判断しがたい事由による場合は、帯広市と協議することとします。

(12) 情報発信について

売店、ボートに関する事業内容等について、SNS やホームページ等により積極的な情報発信に努めてください。

(13) 対象施設周辺の景観の維持について

日々の事業実施後、対象施設周辺の巡回を行い、必要に応じて清掃等を実施してください。

1 2 その他

- ・ 提出書類の著作権

提出書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、帯広市は、本事業の実施内容の公表が必要な場合、提出書類の内容を公表することができるものとします。

1 3 問合せ及び提出先

帯広市都市環境部環境室みどりの課 担当：吉村、佐々木
〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地
TEL：0155-65-4186 FAX:0155-23-0159
メール：park@city.obihiro.hokkaido.jp